

九州大学
法学部案内
2003年

法学部

KYUSHU UNIVERSITY



CONTENTS

学部長あいさつ	P 01
九州大学法学部長あいさつ「法学部というところ」	
特集	P 02・03
クローズアップ!ゼミナール「行政法演習」	
「法科大学院」の試みの紹介	P 04・05
法科大学院創設への挑戦「より良き法曹の育成を目指して」	
カリキュラム	P 06・07
九州大学法学部の教育方針・カリキュラムをチャートをまじえて紹介	
科目一覧表	P 08・09
科目についての説明や科目一覧表	
科目紹介	P 10~16
各科目の紹介	
サークル活動紹介	P 17
サークル「法律相談部」の紹介	
先生からのメッセージ	P 18・19
先生達からみなさんへ	
法学部施設案内	P 20・21
学生生活で使用する設備や法学部図書室の豊富な資料の案内	
OB・OGからのメッセージ	P 22・23
九州大学法学部卒業生からみなさんへ	
入試のしくみQ&A	P 24
九州大学法学部の入試に関する様々な疑問とそれに対する回答	
進路・就職状況	P 25
卒業生就職先と司法試験合格者数の近況	



九州大学法学部長 吾郷 眞一

法学部というところ

高校生の皆さんはまず、これからの進路を決める、そのための大学を選ぶ、そしてその中の学部を選ぶ、という大きな選択を迫られていることでしょう。自分が進もうとしている進路が決まっている場合はさほど大きい問題ではないでしょうが、(私の個人的な経験も含め) そうでない場合の方が多いでしょうから、皆さんの選択の一助となったらと思い、九州大学法学部が何を提供し、皆さんがそこで何を得られるかをおはなします。

まず、法学部一般についてですが、現在日本の法学部は一つの大きい岐路にさしかかっていることは皆さんも良くご承知です。2年後に法科大学院(ロースクール)ができて、法学部が従来担ってきた役割の一つである法曹養成という使命が、基本的に法科大学院に委ねられることによる学部の持つ意味の変化です。学部の入学定員もおそらく皆さんの次の年からは減ることになるでしょう。しかし、それは日本の法学部が一世紀近くにわたって行ってきたことを根本的に変えることにはなりません。法曹になる人もならない人も、研究者になる人もそうでない人も、公務員になる人もならない人も受け入れ、専門も法律学だけでなく政治学を含む幅広い授業内容を持つ従来型、日本型法学部の姿は基本的にそのままになります。古い言葉に「法科万能」という表現がありました。まさしく日本の法学部教育は、そのあたりを目指してきたのでしょう。その社会的使命は法科大学院ができてでも存続するものと考えられます。

次に、九州大学法学部の特色を述べます。いうまでもなく国立基幹大学の一つである九州大学は長い伝統をもち、そのうちの法学部も法律学の研究で中心的な地位を占めると同時に社会で活躍する人材を多く輩出してきています。「大学改革」の流れの中で九大法学部も日々改革に取り組んでいますが、とりわけ教育の側面での変化には近年大きいものがあります。教員一人一人の顔が見える少人数教育や、社会連携を積極的に押し進める企画など、従来国立大学法学部があまりやってこなかったことも進んで取り入れています。国際化も九大法学部の特徴です。多くの外国人教員を擁するとともに、留学生を積極的に受け入れ、きわめて多国籍的なキャンパス風景となっています。大学院では、日本で九大だけがやっている英語で授業を行う修士コースがあり、世界的にも注目されています。

伝統に安住することなく、かつ過去の蓄積を十分に活かした研究・教育を目指す九大法学部は、きっと皆さんの期待を上回るものを提供できるでしょう。

クローズアップ!ゼミナール

行政法演習・木佐ゼミ

九州大学法学部では、講義スタイルの授業よりも少人数制で全員参加型のゼミを伝統的に重視しています。来年法学部を卒業する4年生に九州大学のゼミのあり方、ゼミを通してつかったことなどをインタビューしました。



ゼミって、どの学年で、何をやっていきますか
三、四年生を中心に、ときには院生もまじえ、討論を中心とした活動をしています。

所属するゼミを選んだきっかけは何ですか

行政法の講義を聴いて、様々な形でアプローチできる分野であると感じたこと、加えて比較的少人数で運営しているゼミを希望していたことでした。また、公務員を目指す人にとって、公務員の実務を勉強できることは大きな魅力の一つでした。木佐先生が全国的に有名な先生であり、先生の講義を聞いていた先輩に「いい勉強ができるんじゃないか」と勧められたことはゼミ選択の決め手となった大きな要因です。

皆さんは、どっぴいっすっかけて、今年のゼミのテーマを選んだのですか

この日田市の場外車券売場をめぐる訴訟は地方自治体が国を訴えるという珍しいものであり、実際に進行中の事件を追って、私たちが現地調査や関連の文献を通じて勉強しながら裁判がどう行われていくのかを研究したかったためです。また、この訴訟において、未だ語られたことのない「まちづくり権」というものをどのように考えていくかという新しい理論を構成することに大きな興味を感じたためでもあります。

どうしてどっぴいっすっかけてゼミ論を作り、ゼミ論で何を学んだのですか

木佐ゼミでは毎年ゼミ単位で論文、それも現場で実務に携わる方々から見ても利用価値のあるレベルのものを作り上げることが一応の方針とされています。本年度もそれに乗っ取った形で作成が進められました。

全体でこのテーマに挑戦するゼミ論文ですから、まず協調して作業を進める為に様々な努力が必要でした。全体で論旨を一致させること、自分の担当する部分でどれだけの論証が必要になるのかを把握すること、等が求められました。

ゼミでどっぴいっすっ効果、成果があったのですか

基本的には受動的に聴くことが主体となる講義とは異なっており、ゼミでは意見を述べる必要がありますから、いかに分かりやすく言いたいことをまとめるか、という点で能力を向上させることができました。

正式に出版社から本になることになったそうですが、どっぴいっすっ経緯で? また、そのことをどっぴいっすっ感じたり、受け止めていますか

簡易製本版が弁護士や出版社の方々に評価され、出版されることになりました。大変光栄なことであると感じると同

時に、正直自分たちの書いた内容が本としての価値が本当にあるのか、未だ確固とした自信を持つには至っていません。いずれにせよ本当に稀有な体験をすることができ、人、環境、時間などの面で恵まれていたと思います。

誰でも頑張れば、やれるのでしょうか

やる気さえあれば大丈夫! と言いつけることは出来ませんが、本年度のゼミでは全員がそれぞれの状況のもとで十分力を発揮できたと考えています。

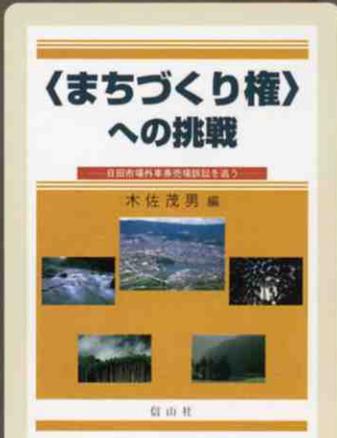
簡易製本版の冊子で、就職活動でも良い就職先が決まったと聞きましたが

皆で討論することで培った表現力やコミュニケーション能力が評価され、よい結果につながりました。

大学生活四年間の中でゼミが持っている役割、位置などについてはどう思いますか

やはり大学生活のハイライトである、あるいはそうであるべきだ、と言えると思います。このような形で勉強に取り組みの機会を生産してまたとないチャンスであると思いが、その一方それをどのように活かすかどうかは自分にかかっています。





木佐ゼミの共同論文が本として出版された
 「まちづくり権への挑戦」(信山社)

木佐 茂男
 教授 専門:公法学

主著に「人間の尊厳と司法権」、「豊かさを生む地方自治」、「自治体法務入門」など。記録映画「日独裁判官物語」原作・監修、アニメ「地域主権の確立」原作。

より良き法曹（弁護士・裁判官・検察官）の育成を目指して

現在、この国では、司法制度の抜本的な改革が行われつつあります。21世紀の日本を支える大きな司法制度を構築するために、弁護士、裁判官および検察官という法専門家（法曹）の質を高めつつ、その数を飛躍的に増大させることを目的とした国家的プロジェクトが、着々と進められています。

2004年（平成16年）4月から、日本全国に、法科大学院（日本版ロー・スクール）という名の法曹養成のための大学院が創設されます。法科大学院は、大学院の修士課程のレベルに設置され、2年間（法学既習者コース）ないし3年間（法学未習者コース）で、法曹としての基礎的な能力を涵養して行くことを目的とする教育機関です。これは、一発勝負の現行司法試験の弊害を除去し、法科大学院における正規の法曹養成課程を通じて、法曹の育成を目指す新たな計画です。

日本全国で毎年養成されるべき法曹の具体的な数値目標として、2010年頃には、原則として法科大学院の卒業生のみが受験できる新司法試験の合格者数を年間3000人（現在の約3倍。10年前の約6倍）に増加させることが決定されました。それとともに、現在の司法試験は、その合格者数を徐々に減少させ、最終的には廃止することが予定されています。そして、結果として、2018年頃までには、実働法曹人口を5万人規模（現在の2倍以上）にまで急速に拡大することを、目指すものです。

九州大学でも、数年前から、全国に先駆けて法科大学院の創設に向けた作業を開始しました。連続シンポジウムを開催し、「九州大学法科大学院構想」や「同カリキュラム案」を公表し、全国の議論を、常にリードしてきました。その基本的な考え方は、法科大学院の基本システムを呈示した司法制度改革審議会の最終意見書にも、大きな影響を与えています。



九州大学法学部は、これまで数多くの法曹を社会に送り出してきました。また、九州大学の大学院教育にも定評があり、長きにわたり、西南日本で唯一博士課程をもった国立大学として、多数の法学研究者（大学教員等）を養成し、日本各地の国公私立大学に送り込んできました。しかも、弁護士の職を得た人たちに対しても、大学院修士課程で、より高度の法と政治に関する専門教育を行ってきました。

そのような実績を基礎に、九州大学法科大学院は、新たな社会的な要請にもこたえるために、西南日本では最大規模の教育システムの創設を計画しています。現在のところ、九州大学法科大学院は、2004年4月に開校し、毎年、100人程度の法曹志願者を受け入れる予定です。特に、複雑かつ多様化・国際化した社会状況のなかで、正義と公正に対する鋭い感受性をもち、幅広い社会事象に対する観察力を基礎とする創造的な紛争解決能力を備えた法律実務家を養成したいと考えています。そこでは、単に、日本全国における地域社会の人々の間に根ざし、しかも、他者に対する温かい眼差しで「社会生活上の医師」として活躍できる法律家だけでなく、英語力にも優れ、グローバルな視点から世界的に活躍し、法と正義の伝道者となり得る国際法曹を育成することをも視野に入れた教育課程を、準備する計画です。九州大学法科大学院の教員としては、学界の第一線で活躍し、しかも、公正かつ倫理的にも高潔な多数の若い教授・助教授を予定しています。

九州大学法学部の卒業生が、すべて法科大学院に進学できるわけではありませんが、九州大学法学部では、将来の法曹を目指す学生のニーズに的確に応えることができるような幅広い法と政治の基礎教育の場を用意しています。社会が複雑化し、かつ価値観が多様化した現代社会では、社会の様々な局面で、法専門家の役割が、ますます重要になっています。九州大学法科大学院は、正義と公正に対する感受性が強く、しかも、公的な利益や他者のために献身的に取り組むことができる意欲ある学生諸君の挑戦を待望しています。

伝統と最新の研究にうらづけられた系統的な講義、少人数教育の重視

「九州大学教育憲章」は教育の目的として「日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界の発展に貢献すること」を掲げています。法学部も法学・政治学教育を通じて、この九州大学全体の教育目標を達成しようとしています。九州大学法学部のカリキュラムは、そのような観点からつくられています。

系統的な講義科目群

法学部の中心的な科目は「専攻教育科目」として提供されます。法学部の教育目標を達成するために、それらの科目は、基礎から応用へ、伝統的なものから先端的なものへ、低年次から高年次に向けバランスよく配置されています。講義を担当する教授陣も外国人教員、中央官庁や民間企業、国際機関で経験を積んだ教員など多彩です。

少人数教育の重視

九州大学法学部は大正13年の創立以来、少人数教育の場としてゼミナール（ゼミ）を重視してきました。ゼミこそは高校までの「学習」とは異なる大学の「学問」の醍醐味を体感できる場です。すべてのコースにおいて3・4年次のゼミは必修科目とされています。これは他大学の法学部には珍しい、まさに九州大学法学部の特徴です。さらに1・2年次においても選択科目としてゼミを開講しています。ゼミではロールプレイや学外でのフィールドワークなどの試みや、コンパや合宿、旅行などの催しも盛んに行なわれています。

■「就学の流れ」早見チャート

第1学年～第2学年前期

第2学年後期～第4学年

六本松キャンパス

●法学部 専攻教育科目

低年次科目（入門・基礎科目）
高年次科目
ゼミナール形式

●全学教育科目

教養教育科目
外国語科目（第1・2外国語）
健康スポーツ科学科目
情報処理科目 など

●総合選択履修科目

他学部の専攻教育科目など
（経済学部、文学部、医学部等）

箱崎キャンパス

●法学部 専攻教育科目

法律コース

…実定法などの基本的な理解を重視する。

法政策コース

…法と政治や行政との関係の理解を重視する。

政治コース

…政治の基本構造や動態の理解を重視する。

国際ビジネス法コース

…企業の国際化に対応する能力の育成を重視する。



大学院について

研究者コース

…職業的な研究者を養成するためのコースです。修士課程(2年間)と博士課程(3年間)を通じて、高度な研究能力を養います。

アドバンスコース

…学部の教育だけでは得られない高度な専門的知識などを習得し、「社会人」としての能力を高めるためのコースです。原則として修士課程までです。

フレックスコース

…「社会人」の再教育のためのコースです。

LL.M.、YLP、CSPAコース

…留学生を主な対象に英語で講義がおこなわれるコースです。

法科大学院(ロースクール)

…2004年に開設予定です。司法試験を受験し法曹(裁判官、検察官、弁護士)をめざす人のための大学院です。

大学院法学府・社会

大学院法学府

研究者コース

…修士課程・博士課程があり、各専攻分野の研究者となる人が対象です。

法科大学院(ロースクール) 2004年 設立準備中

…法曹(=司法職、高度専門職)養成のためのコースで、司法試験を受ける人等が対象です。

アドバンスコース

…修士課程のみで、法学部よりさらに専門・実務知識を身につけ社会に出てゆく人が対象です。

フレックスコース

…社会人が対象です。

LL.M.、YLP、CSPAコース

…外国人留学生が主な対象です。

社会へ

社会から

海外から

法学・政治学への扉を開く

法学部の中心的な科目は「専攻教育科目」として提供されます。

ここに掲載されているのは2002年度開講科目の一部です。

開講科目は年度ごとに異なります。

分類	授業科目	講義題目	担当教員
入門 … P 10	法学入門	法学入門	西村 重雄
	政治学入門	政治学入門	藪野 祐三
基礎法学 … P 10・11	法理学	現代の法思想	酒匂 一郎
	日本法制史	前近代法史の諸問題	植田 信廣
	中国法	中国社会と法	李 黎明
	紛争処理論特殊講義	紛争管理と調停トレーニング	レビン 小林 久子
	法思想史	西洋法思想史	酒匂 一郎
	西洋法制史	前近代法史	直江 眞一
	ローマ法	ローマ私法	五十君 麻里子
	比較法	類推適用論	兒玉 寛
	法社会学	法システムの社会学的観察	江口 厚仁
	紛争処理論	紛争処理と裁判	和田 仁孝
	法情報学	法情報学入門	酒匂 一郎
公法・社会法学 … P 11~13	人権論	憲法・人権論	安藤 高行
	統治機構論	憲法総論・憲法機構論	大隈 義和
	行政システム論	地方自治法	木佐 茂男
	行政救済論	行政救済法	角松 生史
	行政学	行政学	山田 治徳
	地方自治制論	日本の地方自治はどこから来てどこに向かうのか?	今里 滋
	行政過程論	行政過程論	大橋 洋一
	社会保障法	社会保障法	河野 正輝
	労働法	労働法	野田 進
	立法学	公法・社会法を巡る政策と立法過程	中島 誠
国際関係法学 … P 15・16	国際取引法	国際取引法	阿部 道明
	国際知的財産法	知的財産法概論	熊谷 健一
	国際公法	国際法の基本構造	柳原 正治
	国際私法	国際私法・国際民事訴訟法	河野 俊行



分類	授業科目	講義題目	担当教員
民刑事法学 … P 13~15	裁判制度論	現代裁判制度の現状と問題点の考察	和田・川嶋・大出
	民法総則	民法総則	兒玉 寛
	物権法	物権法	香山 高広
	債権総論	債権総論	河内 宏
	債権各論	債権各論	曾野 裕夫
	手形法	手形法	清水 巖
	保険法	保険法	李 黎明
	民事訴訟法	現代民事訴訟理論と実務の比判的検討	川嶋 四郎
	刑法総論	刑法総論	内田 博文
	特別刑法	環境刑法	伊藤 司
	刑事政策	刑事政策	土井 政和
	刑事訴訟法	刑事訴訟法	大出 良知
	少年法	少年司法の現状と課題	武内 謙治
	政治学 … P 16	政治学史	政治学史
国際政治学		ナショナリズム論	石田 正治
地域研究		東アジアのなかの「九州・沖縄」	石川 捷治
現代日本政治論		現代日本政治論	藪野 祐三
政治学総合講義		政治学の世界	政治系全教員
政治学		政治学	藪野 祐三
政治史		歴史としての20世紀	熊野 直樹
平和研究		新世紀の「平和」を考える	石川・出水
政治学史特殊講義		政治思想史入門	関口・木村
国際政治学特殊講義		沖縄～日米同盟の反射鏡	仲田 清喜
現代政治分析		政治現象分析入門	出水 薫
演習	法政基礎演習Ⅰ	1年生対象 (民法、憲法、刑法、行政法、政治学演習など)	各担当教員
	法政基礎演習Ⅱ	2年生対象 ()	各担当教員
	法律演習	3、4年生対象 ()	各担当教員
	政治演習	3、4年生対象 ()	各担当教員
外書講読・ほか	外国法律書講読	※1	各担当教員
	外国政治書講読	※2	各担当教員
	法学ディベート実習	法学ディベート実習	角松 生史

※1…英語法律書講読、ドイツ語法律書講読、フランス語法律書講読、ラテン語法律書講読、中国語法律書講読、日本法を英語で説明する

※2…英語政治書講読、ドイツ語政治書講読、韓国語政治書講読

入門

法学入門

西村 重雄 教授

法学を初めて本格的に学ぼうとする諸君に対し、主として民法を素材として講義し、今後の法学の勉強の仕方を会得しうるように目指しています。六法全書の引き方・使い方からはじまり、大学生が身近に経験しそうな法律問題を毎回取り上げ、また、判決を読むことによって次第に体系的に理解できるように進みます。講義が終わる頃には、法学は条文暗記とか単なる技術ではなく、法律は人間の長い経験の中から生まれたもので、それを解釈・運用する人の智慧と強い倫理観、そして優しさが必要であることが、多少なりとも分かれることでしょう。

政治学入門

藪野 祐三 教授

現代の政治状況について、お話をします。世界の政治は今大きく、そしてめまぐるしく変動しています。平和と人権、開発と環境、女性と政治など、山積みされた課題が残っているのです。新しい世紀のために、どのような政治の枠組みをつくっていけばよいのかについて、みなさんと一緒に考えてみたいと思っています。

基礎法学

法理学

酒匂 一郎 教授

「法とはいったい何だろう」というのは、他のあらゆるものについて「～はいったい何か」と問う場合と同じように、その気になれば誰もがいさぐ素朴な疑問でしょう。この素朴な疑問から出発して、法について原理的に（いわばゼロから）考えてみようとするのが、法理学（別名 法哲学）です。でも、この素朴な疑問もただむやみに「法とは何か」と問うだけでは一歩も進みません。まず、それをさらにいくつかの基本的な問題にわけることになります。たとえば、法はルールやそれに関わる活動などからなっているといえますが、さらにそれはどういう構造と条件をもって成り立っているのか、それは道徳や政治や経済などどのように関わっているのか、法はどのような意味で正義を実現することができた実現すべきなのか、法的なものの考え方というのはどういふものか、といった問題です（もちろんこれらの問題はさらに細かな問題に分かれていきます）。また、この疑問は誰もがいだきうる素朴な疑問だからこそ、太古の昔から現代にいたるまで繰り返され、さまざまな答えが与えられてきたわけですが、この歴史を参考にして（そのために法思想史という科目もあります）、あらためて問いなおそうとすることになります。そして、結局これらの問いは、

法は人間とその社会にとってどんな意味をもつのかという問いに帰着するといえるでしょう。あなたもこれらの問いにチャレンジしてみませんか。

日本法制史

植田 信廣 教授

御成敗式目や公事方御定書などといった昔の法律や裁判のありかたについて詳しく紹介します。いふなれば「日本法律むかし話」です。法学部のなかで、一見最も現実離れた何の役にも立たない科目みたいですが、ちょっとかじってみると、実はいまの日本の社会が抱えている諸問題をより深く理解するためにもとても有益だと気付き、こんなことも知らずに法律を勉強していたなんて恥かしいとさえ感じるようになるかもしれません。まあ、それは言い過ぎとしても、日本法の歴史について認識を深めることがキミに大きな知的刺激を与えることだけは確かでしょう。

ローマ法

西村 重雄 教授

二千年前のローマ時代の法律が今さらなぜとお考えになる方も多いでしょ。ところが、一度ローマ法学者が具体的な事件について述べた判断を（ラテン語の原文ではなくとも）邦訳であれ読まれれば、当時すでにここまでよく考えられていたのかと驚かれると共にローマ法学が今日の法学の基礎となっていることが実感されることは疑いないところです。

西洋法制史

直江 眞一 教授

法（制）史学とは、過去の具体的な法現象を、法以外の他の要因（政治・経済・宗教等）と関連させながら把握・認識し、その因果関係を説明することを目的とする学問分野です。

例えば、犯罪行為が生じた場合、現在では刑罰権を行使するのは国家です。しかし、まだ国家権力が弱い段階では、被害者が自ら復讐したり、加害者から金銭を受け取ることによって事態を収拾していました。そのような形で秩序を維持していた社会から現在のよう形に変わっていくのには、一体どのような社会的要因が働いていたのかといった問題を考えます。それはまた、現代法（社会）の歴史的特質を明らかにすることにつながります。日本法が明治期以来ヨーロッパ法の多大な影響を受けてきた点からしても、私達にとっては、日本法の歴史と共に、ヨーロッパにおける法の歴史を学ぶことが意味をもってくるのです。

比較法

兒玉 寛 教授

誰でも、たとえば自動販売機の前で、コンビニの店頭で、テレビ

欄を見ながら、普段なにげなく「比較」をしているはずで。比較法も、日本の法と各国の法を比較する点ではこれと共通しています。しかし、重点が違います。比較法では、「どれにしようか」という選択よりも、「人の振り見て我が振り直せ」という反省に重点があります。世界各国の法と日本の法とでは、共通点もちろんありますが、差異の方がはるかに大きいようです。どこが違っているのか、なぜ違いが生まれたのか、違いをそのままにしておくべきか、見習うところはないのか。比較法は、そういった問いを繰り返し続ける知的刺激に満ちた科目です。

法社会学

江口厚仁 教授

法社会学って何だろう？ みんなにとっては耳慣れない科目ですね。なにしろ憲法・民法・刑法のようにテーマやジャンルがはっきりしていませんから。だけど、みんなもこんな疑問を持ったことはあるでしょう？

裁判所や行政機関は、私たちの常識に照らすとしっかりこない決定を下すことがあります。それらが私たちの社会に息づいているルールや対人関係の知恵とズレてしまうのは何故なのでしょう、両者の折り合いをつけるにはどうすればいいのでしょうか。そもそも僕らの日常生活は、法律の条文に書いてあるとおりに動いていないのかもしれない。一般ピープルは普段は法律などあまり意識せずに生活しているはずなのに、それでも社会がグチャグチャにならないのはどうしてなのでしょう。私たちが今後とも法と上手につきあっていくには、どういうノリと作法が求められているのでしょうか…。

法という、みんなが何となく「判ったつもり」になっている社会制度を、もういちど現代社会の基本的な成り立ちまで遡って考え直してみる、その際に日常生活者の視点に徹底的にこだわってみること。これが法社会学的な「まなざし」なのです。スローガンは「非常識にならない程度に常識を疑う」です。来たれ、知的好奇心旺盛な人!!

紛争処理論

和田仁孝 教授

紛争が生じた時、人間はどのような行動をし、また社会はその処理のためにどのようなしくみを設けているでしょうか。この授業では、裁判を中心とする法制度の具体的なはたらきを、データや外国との比較に基き、時には模擬裁判なども行いながら社会学的に明らかにしていきます。日本の文化や社会の特質は、日本人の紛争や交渉行動にどのように影響しているか、弁護士や裁判官の仕事の実際はどのようなものか、一緒に考えていきましょう。

法動態学

和田仁孝 教授

技術の進歩や価値の多元化に伴って、法に求められる役割も、きわめて複雑かつ多様になってきています。絶え間なく変動する社会の中で法が現実にとどのような作用を果たしているのか、法という制度のダイナミズムをそれを用いる人々の意識や実践との関係で検討していきます。具体的には、法の機能に多角的なメスを入れていくための理論の構築、法文化と法意識、法と権力の動態、リーガル・プロフェッションの役割などを学際的に考えていきます。

紛争管理論

レビン小林久子 助教授

紛争管理は理論と実践のクラスです。なぜトラブルは起こるのか、人は何故怒るのか、といった紛争の原点を探りつつ、その対処法のトレーニングを行います。学んだ理論がそのまま実生活で役立つ、うれしい学問でもあります。授業は講義＋スキル練習＋ロールプレイで構成され、予習や復習がない替わり、頭、口、目、耳と体全体を使います。70年代からアメリカで始まった、21世紀にふさわしい新しい学問です。

公法・社会法学

人権論（憲法）

大隈義和 教授

世界の憲法は、歴史的・社会経済的・文化的・地理的などさまざまな点で条件づけられながら、各国でそれぞれの特徴ある展開をみせています。しかし、この憲法という舞台上で主役を演じる「人びと」は、どの国の場合にも共通のこととして「基本的人権」を保障されているはずで。そこで、この人権に関する問題を上の条件も視野に入れながら世界との比較の中で考えるのは比較憲法の役割となりますが、この「人権論」では、とくに日本国憲法に焦点を当てて、基本的人権をめぐる諸問題を取り扱います。憲法の分野では、この領域がもっとも裁判になりやすくまた具体的事例として頻繁に論じられることとなります。たとえば、みなさんはそのような事例として、髪型の自由？、バイクに乗る自由？、喫煙の自由？、お酒をつくる自由？、冬山登山の自由？、内申書の公開を請求する権利？、などをすぐに思い浮かべることができるでしょう。「人権論」ではこのような身近な例も取り上げながら、憲法が保障する「人権」の意味を学びます。

統治機構論（憲法）

安藤高行 教授

統治機構論とは憲法の分野のうち、天皇、国会、内閣、裁判所、等の国の政治、行政裁判の仕組みや現実の作用を勉強する科目です。

一見固苦しい話題が続くような印象を与えますが、実は必ずしもそうではなく、われわれが日々テレビや新聞等で接している政治の動きや裁判例を学問的と把握し、分析するという自分達の生活に密着した部分も大いにあります。また憲法改正や地方自治といった分野もその重要なテーマとなっています。

比較憲法

安藤 高行 教授

比較憲法というのはその名の示す通り、世界各国の憲法制度やその土台になっている憲法思想を勉強して、日本のそれと比較するという科目です。したがって当然基本的人権や議会にまつわることが主になりますが、しかしそのような理論的問題に限らず、日本と他国の自治体制度の違いとか、情報公開やオンブズマン等の最近話題の制度についての各国の状況といった具体的・時事的なテーマにもできるだけ幅広くふれるようにしています。

行政組織論（行政法）

大橋 洋一 教授

行政組織論では、行政活動を担う行政という巨大組織がどのような構造・仕組みをもつものなのか、を説明します。行政活動といっても、東京の霞ヶ関にある中央省庁のほか、47都道府県や全国に3000以上も存在する市町村などによって担われています。こうした行政組織がどのように編成されているのか、いかなる関係の中で機能しているのか、ということは、一見したところ行政内部の細かな事柄のようでもあります。しかし、実は行政の外にいる市民に対しても行政組織のあり方は大きな影響を及ぼしています。近時、新聞にぎわせている中央省庁の再編・改革や地方分権の推進などは、行政組織の大変革を目的としたものです。これらの改革では、中央集権型のたてわり行政体制、密室型行政、審議会行政といった伝統的な日本型行政スタイルの変革が問われているのです。市民にとって透明な政治、市民の意見に耳を傾ける行政機構をどのようにしたら構築できるのか、を一緒に考えてみたいと思います。

行政過程論（行政法）

大橋 洋一 教授

行政の提供する施策・サービス・情報に私たちが依存する度合いは、近年著しく増加しました。他方で、強制力を伴う行政活動は市民の自由にとって脅威であることは言うまでもありません。このように、時には侵害者として、時には給付の担い手、そして最近では社会に存在する多様な利害の調整者として登場する「行政」に

焦点をあて、それと市民との関係をどのように築くべきか、を考えるのが行政過程論です。皆さんと一緒に民主主義社会にふさわしい開かれた、透明性の高い行政システムを探究してみたいと思います。社会認識の目を養う上で、行政法学は現代人の必須科目であると考えます。

行政救済論（行政法）

角松 生史 助教授

- あなたが経営している弁当屋が食中毒を引き起こしたとして、保健所長は1週間の営業停止処分を下しました。品質に自信を持つあなたは納得がいきません。
 - あなたの家の隣に高層建築物が建築されることになりました。あなたはこの建物は建築基準法違反だと思いますが、建築主事は建築確認を出してしまいました。
- 「営業停止処分」も、「建築確認」も、行政機関による行政活動です。行政活動が違法ではないかと思ったとき、市民である「あなた」は、裁判所などに訴えることができます。また、それによって受けた損害の賠償を求めることもできます。どのような場合にどのような手続でそれが可能か、現在の法律や判例にどのような問題点があるのか、いっしょに考えていきましょう。

行政システム論

木佐 茂男 教授

「行政システム」を文字通りに訳せば、「行政組織」とか「行政の仕組み」ということになる。狭い意味では行政の仕組みのことを学ぶことになるのであろうが、行政の仕組みがどのように動いているのか、本来、誰のために、どのように動くべきか、といったことにも視野を広げて、行政法に関するそれまでの知識を総動員して考えるような講義を構想したい。内容は、各年の担当者によって少しずつ変わる。地方自治法だけを講義する年もあります。

行政学

山田 治徳 助教授

中央省庁の再編や外務省の機密費問題など、行政についての関心が高まっています。しかし、行政はどのような仕組みで運営され、そこではどのような人々が働いているのでしょうか。また、お役人は何を考えて仕事をしているのでしょうか。行政について、新聞やテレビ等で報道されているのはあくまで一面に過ぎません。皆さんが行政を知り、行政の仕組みや制度を理解することに多少なりともお手伝いできればと思っています。(^ _ ^) ☆(ウインク)

地方自治制論

今里 滋 教授

自分たちの暮らしに身近な問題は自分たちで処理する。これが地方自治の基本です。今私たちの暮らしは大きな曲がり角にさしかかっています。東京一極集中と地方の過疎化のために様々な歪みが生じているからです。高齢者問題、自然環境の枯渇など、その例は増えるばかりです。地方が強く豊かにならなければ日本は沈没してしまいます。地方自治制論は地方を取り巻く種々の問題に真正面から挑む超現代的学問です。明日の日本を地方から担おうという諸君の積極的参加を待っています。

労働法

野田 進 教授

労働時間の短縮、企業のリストラ、外国人労働者問題など日々のニュースのなかでも話題に事欠かないのが労働問題です。現在、日本では働いている人の70%以上が、公務員や会社員など他人に雇われています。働く条件や安全などについては数多くの法律や規則があり、また労働組合による交渉で、よりよい条件にする努力が行われています。これを体系的に学ぶ労働法は、国際的広がり、現代社会を捉える目を養う場と思って下さい。

社会保障法

河野 正輝 教授

一生の間には誰でもいろいろの危険に遭遇しますね。そのときどのような生活を営むかは原則として個人の自由であると同時に個人の責任です。しかしそのような危険のなかには、個人の力の及ばない、もっと大きな社会的要因で襲ってくるものもあります。例えば失業、過労死、労働災害、定年退職、老後の心身の障害などなど。そのようなとき、一人一人の人間らしい生活の保障のために、国と地方自治体、企業、家族そして本人はそれぞれどのような責任を負うべきでしょうか。とりわけ超高齢社会の到来を迎えて、これからの年金制度、福祉施設、在宅サービスのあり方はどう考えるべきでしょうか。このような問題について一緒に調査し、考えていこうという講義です。

立法学

中島 誠 助教授

法律学は、制度を扱う学問です。ただ、制度を単に知識として丸暗記することはそれほど面白いことではありませんし、それほど大切なこととも思えません。

面白くて大切なのは、どういった時代背景の下で、いかなる理念

や考え方に基づいて、どのような政治的プロセスを経て、制度が作られ、また制度が変わっていかざるを得ないのか、ということです。そして、社会保障や公共事業など、我々の生活を取り巻く様々な制度を作る作業も、これまた議会制民主主義という制度に則って行われています。

制度を作る作業は、①政策の企画立案(=立法政策)、②政策の条文化(=立法技術)、③法律案の国会での可決成立(=立法過程)から成り立っています。

この講義では、小泉構造改革などを素材に、立法政策論、立法技術論、立法過程論における主要課題を、教官の官僚としての経験も踏まえながら、理論的かつ実証的に考察します。2002年度前学期の講義では、立法過程論を扱い、憲法が定める議院内閣制度の下で、国会議員や官僚の意識と行動がどう展開しているのか、まさに永田町・霞が関の世界を垣間見たところです。

こうした立法学の講義を通じ、政治・行政・社会・人間を見つめる幅広い視野を獲得して欲しいと願っています。

民刑事法学

民法(契約法)

五十川 直行 教授

私たちは、他者との契約関係の渦の中で、日々の生活を送っています。食料品や愛車の新型マーチを入手するのも、貸別荘を借り受けるのも、残念ながら病を得て医師に治療してもらうのも、すべて契約関係です。当事者(たとえば、売主と買主)は、それぞれの期待や計算をもって、契約関係に入ります。しかし、思わくどおりにいかないのがこの世の常ですね。そういった場合の処方箋として、ローマ法以来の伝統を継承する民法学が登場することになります。

民法(物権法)

香山 高広 助教授

「この土地は私のものである」…これを民法学では、私が「所有権」を有するといいます。所有権は物権という種類の権利の代表です。では、所有権を有していると具体的にどうなるのでしょうか。誰かが勝手に私の土地に建物を建てた場合、その人に対して、建物を取り壊して土地を明け渡すように求めることができそうです。では、その人が建てた建物を、私が勝手に取り壊すことは許されるのでしょうか。また、その人が「その土地は自分がAさんから買ったものだ」と反論してきたらどうなるでしょう。しかも、私もその土地をAさんから買ったはずだったとすれば…。物権法ではこのような問題を考えます。

民法(不法行為法)

曾野 裕夫 助教授

化学企業の工場排水で環境が汚染され、人々の健康に被害が生じた場合、被害者はどのような法的救済を求めることができるでしょうか。あるいは、わき見運転による交通事故で歩行者が大けがをした場合にはどうでしょうか。ひとつの方法として、被害者が、被害の原因をつけた加害者に対して損害賠償を求めるということが考えられます。それが「不法行為に基づく損害賠償」という法制度です。それでは、問題の汚染物質が危険だということが知られていなかった場合でも加害企業は損害賠償を支払わなければならないでしょうか。あるいは、わき見運転事故が、普通ならかすり傷程度ですんだはずなのに、被害者の骨が普通の人よりも弱かったために大怪我になってしまった場合、加害者がどれだけの損害賠償をするのが正義にかなうでしょうか。不法行為法では、このような問題を考えます。

民法(家族法)

河内 宏 教授

貴方の父母は誰なのか、その父や母と貴方とはどんな権利義務の絆で結ばれているのか、考えてみたことがありますか。父母との関係だけでなく、貴方と兄弟姉妹、祖父母、オジ・オバやオイ・メイとの間も、日本の社会と国家が作りあげてきた法による規律を受けます。イトコとの結婚は可能ですが、兄弟姉妹との結婚は原則として禁止されています(例外:日本法では貴方の親の養子と貴方は結婚できます)。それでは、男女が結婚しているということは、結婚せずに同居している場合とどう違うのでしょうか。幼児が親に死なれたら、誰が育てる権利と義務を負うのでしょうか。親の遺産は、その子にどんなふうを受け継がれるのでしょうか。どれもこれも、民法(家族法)の問題です。

医事法(医事民法)

五十川 直行 教授

人工生殖技術、遺伝子治療、癌治療、臓器移植など、急展開する現代医療。適正な医療への期待は高まるばかりですね。「インフォームド・コンセント」というキーワードも定着したようです。では、法(および法律学)は、「あるべき医療」の実現に向けた営みにどのようにかかわることができるのでしょうか。ここでは、『医と法の対話』をめざし、医療を受ける患者と医療の担い手(医師・看護婦など)の法律関係のありかたを中心に、民事法的観点から考えます。

商取引法・消費者法

清水 巖 教授

私たちは日々さまざまな商品を買ったり、サービスの提供を受けて大変便利に暮らしています。ところが、食品や医薬品で重大な健康障害が発生した、欠陥商品ですぐ故障した、通信販売で商品が届かない、インターネットで高額な国際電話料を請求された、など深刻な被害や広範囲に被害が発生する社会でもあります。このような社会で私たちが安全で真に豊かに暮らすことができるように、消費者・事業者・行政のそれぞれの権利や責任のあり方を考えてゆきます。

会社法

森 淳二郎 教授

わが国の国家予算を上回る売り上げを上げている企業グループがある。どうして、株式会社は、そうした経済活動を行なうことができるのか。また、その経済権力が不当に行使されると、弊害は大きい、不正な経営は、はたして、株主の代表訴訟で抑制できるのかなど、現代の経済活動の主要な担い手である株式会社の諸問題を取り上げる。

民事訴訟法

川嶋 四郎 教授

問「佐藤さんは鈴木さんに200万円貸したが、履行期が来ても返してもらえず、鈴木さんは借りた覚えはないと言い張っている。佐藤さんは、どんな手続きで、債権を回収し、法的な救済を獲得できるだろうか。鈴木さんは、現在無職で、財産と言えば少しの家財道具と銀行預金ぐらいで、佐藤の野郎に払うくらいなら金をドブに捨てた方がましだと言っているとき、佐藤さんは、裁判所から判決をもらう前に、鈴木さんの財産の現状を維持しておきたいと考えているが、どんな法的措置をとれるだろうか。佐藤さんは、勝訴判決を得たものの、鈴木さんが自発的にお金を払わない場合に、どうすればいいだろうか。そうこうしているうちに、他の債権者からも取立てを迫られていた鈴木さんが、裁判所に自己破産を申し立てた場合に、佐藤さんは、200万円を無事回収できるだろうか。」答へ…は、「民事訴訟法」そして、「民事救済法」「倒産処理法」への一連の授業で、共に学び考えて行こう。この学習が日常生活における知恵の形成や「法科大学院」への道につながって行くであろう。

倒産処理法

八田 卓也 助教授

あなたが、勇作さんに、500万円のお金を貸していたとする。ふつう

なら、これは、期限がくれば500万円のお金を返してもらえらることを、意味する。しかし、勇作さんが、持っている財産をすべて合わせても、500万円の5分の1の100万円にも満たないという事態に陥ってしまうことも、不幸ながら考えられる。勇作さんは、さらに他の人からも沢山の借金をしているようである。そうなった場合、あなたが勇作さんに貸した500万円は、どうになってしまうのか。勇作さんは、どうになってしまうのか。

倒産処理法は、このような「倒産」という極限状況において、貸した側と借りた側、また、貸した者同士の間との関係がどうなっていくのか、借りた側の運命はどうなっていくのか、を、考えていく学問です。「倒産」とは、暗い話ですが、逆に、極限状況においてこそ「権利」の真の姿が現れるとも言え、その意味では、倒産処理法ほどスリリングかつエキサイティングな学問はないかもしれません。あなたも、極限状況に身において、「権利」の真の姿について考えてみませんか？

刑法

内田 博文 教授

犯罪と刑罰に関する法が刑法です。私には関係のない世界だと思われる方がいるかも知れませんが、そうでしょうか。ドライバーが絶えず「犯している」速度制限違反も法制上は「立派な」犯罪だからです。私共は被害者となる危険性、そして「犯罪者」となる危険性と隣合わせに生活しているといっても過言ではありません。

刑事訴訟法

大出 良知 教授

犯罪が行われたら、その犯人に刑罰を科すのが、私たちの社会のルールです。その犯人を確認し、刑罰を科すまでの方法(手続)を定めている法律が、刑事訴訟法です。テレビの推理ドラマや推理小説では、犯人はほとんど捕まります。しかし、実際には、そう簡単ではなく、十分注意しないと、すぐに人違いをしたり、人権を侵害してしまいます。そこで、そのような間違いや人権侵害を起こさないで犯人を処罰するにはどうしたらいいかを考えていきます。

刑事政策

土井 政和 教授

犯罪・非行とは何か。一見自明のように思える概念も、国や時代によって大きく異なります。それに対する国家や社会の対応もまたしかりです。講義では、まず、犯罪統計などを用い、外国とも比較しながら、わが国の犯罪・非行状況を概観します。そして、犯罪・非行とはいかなる現象か、それに対してどのような対応が行われており、また行われるべ

きか、について理論、実務、立法全般にわたって、福祉政策や教育政策をも射程に入れながら検討します。

国際関係法学

国際公法

柳原 正治 教授

たまたま駐日外交官の運転する車にはねられたとします。被害者は一切損害賠償を請求できません。外交官には外交特権があるからです。では、なぜこのような幅広い特権が認められているのでしょうか。また、アメリカ軍などによるアフガニスタンへの空爆により多くの死者が出ました。空爆に参加した兵士は「殺人罪」にとられることはありません。なぜでしょうか。世界の平和を維持するには武力行使は不可欠なのでしょうか。国際法は個々の人間の身近な問題を取り上げます。

国際取引法

阿部 道明 助教授

世界各国の企業は「モノ(製品・技術・サービス)」「ヒト」「カネ(投資)」を通して事業活動の国際化・グローバル化を図っています。この過程において企業は、海外のいろいろな法令の適用を受け、さらに諸々の法律係争にまきこまれています。

この講義では、このような実社会におけるビジネス取引の現実の動きの中から法律を学んでいきます。ここでは、WTO(世界貿易機関)や各国におけるアンチダンピング措置、セーフガード措置、不正輸入慣行、301条などの通商摩擦、投資摩擦、紛争処理の問題や国際経済法、製造物責任法、独占禁止法、条約等を広範囲に研究しながら、これからの世界市場において共通に適用される法やルールはどうあるべきかを考えていきます。

国際私法

河野 俊行 教授

イチロー選手がシアトルで活躍していますが、これもマリナーズとの間に契約があるから出場の機会が与えられるわけですね。しかし仮に契約にトラブルが発生しても、一方が外国チームだから、日本の民法をそのまま使うわけにはいきません。

またあなたが外国旅行中に交通事故にまきこまれたとすると、あなたはどこで訴訟をおこせばいいのでしょうか。

このように外国で、また外国人を相手に紛争が発生したときに、それをどうして円滑に解決するか、これが国際私法のテーマです。

国際経済法

吾郷 眞一 教授

国際経済法とは文字通り国際経済にかかわる法律のことです。それはとても広い範囲にまたがる事柄でもあるので、ここでは国際経済に関連する国際機構（国連とその専門機関および世界貿易機関）の活動に特に焦点を当てて、国際法という道具を使って分析します。コメやたみ表の輸入に対して日本政府が、セーフガードを発動したことが問題にされていますが、これを国際法の観点からアプローチするのが国際経済法学です。

国際知的財産法

熊谷 健一 助教授

流行しているパソコンと似た形のパソコンを販売すること、缶ビールのデザインが似ていること、レンタル屋さんから借りてきたCDをMDで録音すること、外国旅行のお土産としてルイヴィトンの偽物のバックを買ってくること…。

このような日常生活における身近な事柄に関係するのが知的財産（著作権、特許権、商標権、不正競争の防止etc）です。知的財産の保護の問題は、WTOにおいても、貿易関連の側面から議論がなされる等、国際的な問題にも発展しています。また、日米間においても、知的財産を巡る紛争が多発し、日本の企業が何百億円という賠償金を支払うケースも少なくありません。経済のソフト化、ボーダーレス化に対応して、知的財産の重要性は今後益々高まりつつありますので、日常生活に身近な問題として一緒に勉強していきたいと思います。

政治学

政治学

藪野 祐三 教授

世界の政治を動かしている基本的な組織は、やはり国家です。しかしその国家の構造や機能が大きく様変わりし始めているのです。国家の名において、戦争をしてきました。また国家の名において、国民を統合してきました。しかし、国家はそれほど強くはなくなってきているのです。国家に何を期待し、国家の何を代えるのか、このような国家をめぐる新たな状況について、お話をする予定です。

政治史

熊野 直樹 助教授

政治学における政治史と歴史学における政治史は、実は、異なります。同じ政治の歴史を研究対象としながらも、その方法において、理念的にはかなり異なるのです。歴史的事実の再構成およびその解釈

という意味では同じでも、政治学での政治史は、政治学上の諸概念や理論を利用して、歴史的事実を解釈するという意味で、歴史学のそれとは異なります。政治学での理論や分析方法を手がかりに、政治的なものを、歴史的事実を再構成ないしは解釈するなかでいかに捉えていくか、が政治学での政治史の学問的課題でもあるのです。政治学と歴史との知的出会いこそが、政治史の魅力でもあります。

こうした知的出会いの場を皆さんと共有することが、この政治史講義の目的なのです。

国際政治学

石田 正治 教授

国際政治学は、国家と国家の政治的あるいは軍事的関係をあつかう学問であるというのが、一般的な定義だが、ことはそれほど簡単ではない。ある国家の他の国家や地域にたいする態度は、その国の内部事情に大きく左右されるからだ。そうすると国際政治学は、ある国の対外政策だけでなく、それに大きな影響をあたえている国内問題と世論まで対象にすることになる。それで、私はアメリカの対外政策と国内世論の関係を話している。

政治学史

関口 正司 教授

なぜ私は、国家の命令に従わなければならないのか。生命を危険にさらして兵士として戦え、言論の不自由を我慢しろ、黙って多額の税金を払え、といった国家権力の様々な要求は、本当に正当なものなのか。現在でもなお、こうした問題に直面し真剣に考えている人々は、世界各地にたくさん存在しているし、過去にもたくさん存在した。こうした大人向けの思考の歴史をたどることが、政治学史のテーマである。

比較政治学

豊永 郁子 助教授

目の前に横たわる政治的・社会的・経済的諸問題に対し、一市民としてどのような関係を切り結んでいくべきか。まさにそうした問題に取り組むテコを指し示してくれるのが、歴史的・同時代的「比較」より得られる洞察にほかなりません。振り返ってみるならば、アリストテレスからマキャヴェリ、モンテスキュー、ウェーバーに至るまで、今日「古典」といわれる著書を残した思想家は、その多くが飽くなき好奇心と現状改変の情熱とを秘めた比較政治学の徒でもあったのです。われわれを取り巻く状況を理解するための基本的な枠組みが悉く崩れ去ってしまったかに見える現代、比較と比較の与えてくれる新鮮な驚きを羅針盤に、「政治」を切り拓いていく叡知と逞しさを養おう、というのが本講座のねらいです。

法律相談部の活動紹介

法律相談部とは… 法学部の有志が参加しているサークルです。月に一度の無料相談会を活動の中心としています。部員数は48名で、大学院生も参加してくれています。顧問教官は、河内宏教授、西村重雄教授、五十川直行教授、河野俊行教授です(平成14年6月現在)。

活動内容

●無料法律相談会

一般の方々を対象とし、相談部の学生と教官が、法律全般の相談を無料で受け付けています。

やり方としては、まず部員が相談の内容をお聞きして整理し、それらを先生と、応援に来て下さる弁護士の方が実際に相談にお答えします。

日時:毎月第2土曜日午後2時～(受付は午後3時30分まで)

場所:九州大学文系講義棟(箱崎地区)

●学習会

毎年、希望者を募って宅建学習会をはじめ、少額訴訟学習会など日頃の法律相談活動の役に立つ知識を得るための学習会を行っています。

●全日本学生法律討論会

法律相談部では、日頃の勉強の成果を活かして、全国規模で行われている法律討論会(後援:最高裁判所・最高検察庁・日本弁護士会など)に参加を予定しています。現在加盟手続きを進めていますが、全国の学生がどのようなスタンスで法律を学んでいるかを知る、いい機会になると思います。

●レクレーション・その他

新入部員歓迎コンパ、追出しコンパなどの年中行事のほか、小旅行も企画しています。

無料法律相談会の流れ

① 学生が事情を伺う



② 教官に経緯を説明する



③ 教官が相談に答える



高校生の皆さんへ

このパンフレットを見てくださっている皆さんの多くは、何か夢を持って大学進学を考えていると思います。法科大学院の設置に伴い、実務に興味を持った新生が多くなってきました。法律相談部は、九州大学の中でも実際の法律紛争に関われる機会がある唯一のサークルです。将来法曹実務家

を目指す人はもちろんのこと、いまいち法律紛争のイメージがわからない人にとってもいい経験の場になると思います。部員同士の交流を通して得られていくものは、将来どの方面に進むとしても役に立つと思いますので、是非とも法律相談部に参加してみてください。

藤澤 義貴(法学部2年)

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~soudan/>

九大でともに学び考えよう

九州大学法学部は、学界の第一線で活躍する数多くの優れたスタッフを擁しています。法と政治に関する諸問題について、学問に対する高い志をもった学生諸君とともに議論し考察を深める機会をもつことができればと思います。



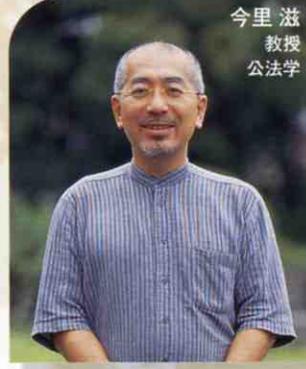
阿部 道明
助教授
国際関係法学

大学は自分の意思と責任で行動できる場です。



石田 正治
教授
政治行動分析

大学は疑問をみつけて、考えることを学んでそうして、人生を豊かにする手段を手に入れるところです。



今里 滋
教授
公法学

大学は宝島。ただし、やる気さえあれば。



植田 信久
教授
法学

キミの瑞々しい感性、知性こそが未来を開く。



江口 厚仁
教授
法文化学

この世に「重要ではない問い」などありません！



大出 良知
教授
刑事法学

ホエールならぬジャンボのお腹を見に来て下さい。



倉松 生史
助教授
公法学

自分の頭で考える習慣とそのため
のツールを身につけるため、大学に
来て下さい。



河内 宏
教授
民事法学

失望はさせません、一緒に頑張
りましょう。



川嶋 四郎
教授
民事法学

良き法曹をともにめざそう！



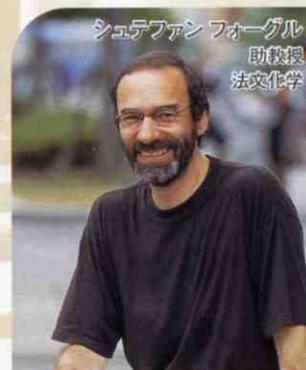
香山 高広
助教授
民事法学

法学は、みなさんの知的好奇心を
こよなく満たしてくれるでしょう。
一緒に勉強しましょう。



酒匂 一郎
教授
法文化学

法と政治を君たちの、そして人々
の手に。



シュデファン フォーグル
助教授
法文化学

日本の民法の基礎になった
ドイツ法をかじってみませんか？

Message for you from some of our staffs!

Grussworte von unseren Professoren an Dich!

何人かの先生方からみなさんにメッセージをいただきました。



関口 正司
教授
政治学基礎

「自分で考えること」を本当に楽しめる力をつけよう。



チャスラヴ ベイヨヴィッチ
教授
国際関係法学

Don't hesitate to show your knowledge!!!



豊永 郁子
助教授
政治動態分析

いざ知の世界へ… 難しい本に悶絶しよう!



直江 眞一
教授
法史学

「忍耐強い人は賢明なり」
(17世紀イギリスの偉大な裁判官クックの言葉)



中島 誠
助教授
社会法学

まずは九州大学。そして日本へ、世界へ!



野田 進
教授
社会法学

「熱い心と、冷めた頭脳で」勉強しようね。



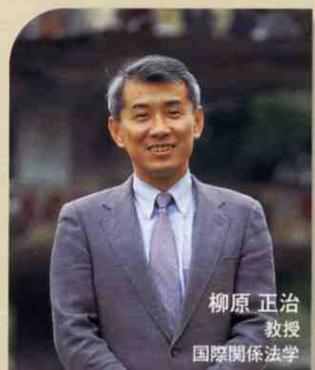
南野 森
助教授
公法学

大学は出会いの場。人と出会い、知と出会い、刺激に満ちた毎日。相応の意欲が必要だね。



森 淳二郎
教授
民事法学

「自分の頭で考え、自分の言葉で話す」それが大学で学ぶ第一歩。



柳原 正治
教授
国際関係法学

国際的に活躍できる人材を目指そう。



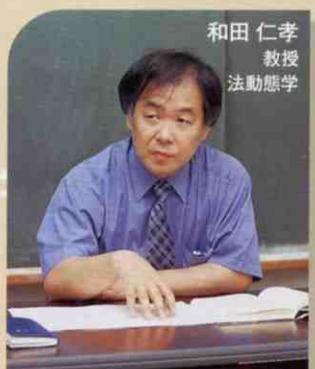
藪野 祐三
教授
政治学基礎

明日は君たちのものだ。



レビン 小林 久子
助教授
法文化学

九大で人生を見つけてください。



和田 仁孝
教授
法動態学

ホームページ見てね!

充実した設備と豊富な資料

ここでは、皆さんが九州大学法学部（箱崎キャンパス）で学生生活を送ることになった場合、日常的に利用することになる学内施設や、法学部が誇る貴重な所蔵資料などについて紹介しましょう。



① 講義室・演習室

現在、法学部の授業のために使用されている教室は、大小とりまぜて25室ですが、このうち演習（少人数形式授業、ゼミ）用の教室が13室あります。法学部は伝統的にゼミを重視し、毎年3、4年生を対象に40クラス以上ものゼミを開講していますが、こうしたことが可能なのもこれだけの演習室を確保しているからです。あいにくすべての教室に冷暖房完備とまではいきませんが、量的にも、また視聴覚設備等の質的な面でも、学生諸君の授業面での多様なニーズに十分応えられるだけの環境にあるといっているでしょう。



② 法学部図書室

講義や演習のための学習を進めたい、あるいは自分が関心を持ったテーマについてもっと深めてみたい。そう思ったら、ぜひ法学部図書室所蔵の図書資料を利用してください。法学部図書室には、なんと30万冊以上という全国有数規模の法学・政治学関係専門の図書・雑誌が収蔵されていて、学生諸君の利用を待っています。法学部生なら誰でもこれらの図書を閲覧することができるばかりか、自分の探す図書を求めて、書庫の中に立ち入ることもできるのです。学生諸君が必要とする専門書のほとんどはここで見つけることができるでしょう。

法学部図書室の「お宝」

ここでは法学部図書室の誇る貴重な図書資料のごく一部について紹介します。①「国際法の父として有名なグロティウスの著書『戦争と平和の法 De jure belli ac pacis』の初版本（1625年刊）。言うまでもなく、世界中探してもたいへん珍しく貴重なものです。②「明治文庫」。明治時代に出版された法律関係図書のコレクションで、1千冊近くもあります。明治期の法律学や法学者について研究する上でも非常に貴重なものです。③「民事判決原本」。明治初期から昭和戦前期までに下された民事事件の判決書のうち、鹿児島、熊本両県を除く九州地区の裁判所に保管されてきたもので、簿冊にして約3千冊、判決件数で30万件以上あります。現在のところ、これは九州大学法学部で一時保管しているもので、法学部図書室の所蔵資料というわけではありませんが、

日本の近代法史研究の宝庫というべき資料です。④「法制史資料室」。江戸時代の古文書を中心に前近代の法律関係資料が8千点近く収蔵されています。古文書のほか、十手や高札などの遺物資料もあり、江戸時代以前の法制に関心のある人にとっては見逃せないものです。これらの貴重資料も、③以外はすべて学生でも閲覧することができます。





①中央図書館・六本松図書館

法学部生が主に利用する図書館としては、法学部図書室のほかにも、中央図書館と六本松図書館があります。これらは法学部図書室ほどの法学・政治学関係の蔵書はありませんが、学生の閲覧用スペースが広いなどの点では法学部図書室にまさっています。特に、六本松キャンパスでの生活が中心となる1年生時には、六本松図書館の利用が便利かもしれません(写真は中央図書館)。



①生協文系書籍部

図書館で借りて読むばかりじゃ何だかもの足りないという人には、ここがお勧めです。店構えは決して広大とはいえないし、マンガ本こそ置いていないけれど、こと専門書や注目の新刊書に関しては、都心の大型書店にも引けを取らないだけの品揃えが魅力です。また、書籍コーナーのすぐ隣のスペースは学生のたまり場用のラウンジとなっていて、いつも学生の歓談の声が絶えません。ここには学生用のコピー機器も設置されています。



①生協文系食堂

法学部生はもちろん、文系学部生の大半が昼食時に利用する食堂です。何と言っても、近くて便利で安いのが魅力。メニューも結構豊富です。ピーク時には混雑するけど、少し時間をずらせば、ゆったりと快適な環境で食事をたのしめます。



①就職情報コーナー・就職情報室

法学部生向けには就職情報コーナーを設置して、企業からの求人案内等の情報を常時提供しています。また、これとは別に全学部の学生を対象とした就職情報室も併設されており、ここではインターネットを利用した就職情報の提供、就職相談に力を入れています。



①情報基盤センター

九州大学情報基盤センターには教育用計算機システムがあり、その利用資格はすべての学生に入学と同時に与えられ、各キャンパスにある端末室で利用できます。全学共通教育では情報処理科目が設けられており、基礎的な情報処理の学習は1年次の必修となっています。また各キャンパスに情報サロンが設けられており、ネットワークを通じて就職情報などにアクセスすることができます。

九州大学法学部卒業生からみなさんへ



清水 晃

昭和29年卒業
西日本新聞社 代表取締役会長

「環境は人間を規定する」という古い言葉があります。どんな仲間、集団の輪に加わるかで、その人のものの考え方、生き方がある程度決まる。つまりは周りの刺激によって、人はどうにでも変わり得るという意味でありましょうか。個性豊かな現代人である皆さんには、受動的な響きを伴うこの言葉が、あるいはピンとこないかもしれません。しかし、半世紀前の法学徒である私には、この言葉が実感をもって迫ります。

敗戦の傷跡をなお引きずり、世情騒然としたなか、大学も、学生もみんな貧しかった。貧しいけれどキャンパスは、法律の勉強を通じて

日本復興に参画するというエネルギーと一体感が満ちていた。高い志を持った教授や仲間たちの馨咳に接しているだけで、変っていく自分がわかるような気がしたものです。

人生には、いくつかの節目、進路選択の分かれ目があります。悩み、迷いながら九州大学法学部を選んだ私ではありましたが、そこは多くのよき師、よき友に恵まれたすばらしい世界でありました。

九州大学法学部のこの誇りある伝統は、いまも連綿と受け継がれています。迷ったときは勇気をもって一步前へ。法学部は懐を深くして、皆さんを温かく迎えてくれるでしょう。



井下 顕

平成4年卒業
弁護士

先日、私が弁護団の一員として関わっていた中国人強制連行強制労働事件において、福岡地裁が、被告企業に原告一人あたり1100万円の賠償を命じる画期的な勝訴判決を下しました。太平洋戦争末期に国内の重筋労働部門における労働力不足を補うために、敵国中国から実に4万人近い、10代、20代の男性を強制連行し、各地の炭坑等で強制労働させ、7000人近い中国人が死亡したという事案です。この種の戦後補償裁判ではきわめて画期的な判決です。

私は、幼いころから、ずっと弁護士を志していましたが、九大時代は政治学科専攻でした。また、在学中は法学部自治会（今は、もうありませんが）で委員長をしたり、学生運動に力を入れていましたので、法律のことは在学中は

ほとんど勉強しませんでした。

人生の中で、自分に投資する、自分のために時間が使えるというのはそう多くはありません。仕事に入り、子を産み、家庭を持てば、自ずから自分のために時間が使えるわけではないのです。ほとんどないといってもいいでしょう。ただ、大学時代はそんな時間が無尽蔵にあるように思えて、日々漫然と過ごしがちです。

自分がどう生きるのか、どんな人生を送るのかは、大学時代に大きな方向性が定まると言っても過言ではありません。みなさんが持っている幼いころからの夢、日頃抱いている素朴な正義感、あふれるような知的的好奇心、外国等まだ見ぬ世界へのあこがれ…、そんなみなさんの心を躊躇することなく、この大学時代に解放してほしいと思います。のちのちの輝く人生のために。



藤村 興晴

平成11年卒業
図書出版 石風社

昨年9月11日以降、もう、出版どころではないのである。わが社は地元福岡の小さな出版社ながら、かのアフガンで18年医療活動を続ける九大出身の中村哲医師の著作の出版元でもあり、同医師を支援する福岡のNGO〈ベシャワール会〉の渉外の一切を受け持っている関係で、雨霞のようなマスコミ取材への対応、講演依頼の処理etc.で、この7ヶ月、毎日が音速を超える速度で過ぎてゆく…。早いもので、幽霊学生だった時代ふとした縁で今の職場でバイトを始めて以来、今年で丸8年になる。新聞ともテレビとも違う「出版」という営みの魅力といえば、一言でいえば「自由である」

ことだろうか。関心の赴くまま、例え無名であっても面白い作品であればそれを出版する。別にひがんでるわけではなく、高い給料貰える会社ってのは本来の仕事以上に社内での人間関係や得意先に気を遣ってくたびれて腹が出て毛も抜けて…というのが相場だ(?)。小さい会社や個人は反面、自らの肩にかかる責任の比重が大きい。出版ももちろん然り。が、その方がスリルがあっていい。不況が叫ばれて久しいが、皆さん、これからは誰も人生を保障してくれたりしないんですから、例えカツカツでも、一人で食べていけるセンスと力を身につけましょう、ね。



鹿野 綾

平成10年卒業・12年修了
国際協力事業団 (JICA)

「なぜ九大法学部?」と「志望動機」を聞かれるのはホントに苦手でした。第一希望ではあるけど、他との絶対的な区別は…、漠然と選んだというのが正直なところです。就職の時もそうでしたが、他の人には「ここしかない!」、「これがやりたい」ってところがあるような気がして、落ち込んだりもしました。今みなさんもどの大学のどの学部に行くか、将来何になりたいんだろう、どう生きていくんだろうとあれこれ悩んでいらっしゃるかと思います。でもその悩みというのは、大学に入っても、就職しても、ひょっとしたら一生考えなければならぬことかもしれません。

そのなかでも、大学時代は自由に悩み考えることができる時間です。また、「法学部」と

いうのは、必修科目にも幅があり、語学や実験など拘束される時間が少なく、卒業後の進路も多様。九大では、福岡というゆったりとした環境のもと、個性豊かな先生方と多様な講義を刺激に少しずつ考えていくことができるでしょう。私も先生とマンツーマンの講義を選んでしまったり、九大法学部目玉(?) LLMに参加させて頂いたり、家族にモラトリアムだと言われながら、大学院まで計6年間お世話になり、国内法より国際法と国際経済法を選び、国際経済法とちょっとは関係あるかなと国際協力事業団に就職しました。

今全てを決める必要はありませんが、先に進むためにも、一杯悩んでまず一歩、自分らしく選んで下さい。

九州大学法学部を志望するみなさんへ

Q 九大法学部の入試にはどんな種類がありますか？

A 大学入試センター試験(5教科・5科目)と個別学力検査(分離・分割方式)の組み合わせで、①前期日程入試(外国語・国語・数学の3科目)、②後期日程入試(小論文)を実施しています。この他に、平成12年度(2000年春)入試から、③AO入試(総合評価方式:小論文・面接)が新たに始まりました。また、やや特殊ですが、④帰国子女入試(小論文・面接)も実施しています。

帰国子女入試で例年数名、AO入試で40名、後期日程入試で33名、その他は前期日程入試をつうじて入学してきています。なお、詳細は九州大学の「学生募集要項」等をご覧ください。

Q AO入試というのは、どういうものなんですか？なにをどう評価するんですか？

A AO入試とは、センター入試に代表される単答式の学力評価、あるいは伝統的な暗記型の筆記試験ではうまく計れなかった受験生諸君の能力・意欲を正当に評価するための入試方法です。特に法学部の場合は、法学・政治学の学習をつうじて、新たな視点から問題を発見し、論理的に分析を加え、知的創造性をもって問題解決策を模索し、それを説得的に表現・実践する技能を修得することに熱意と適性を持つ学生の入学を期待しています。このような法学部生にふさわしい能力・意欲を、調査書・志望理由書・小論文試験(240分)をつうじて見ていこうとしているわけです(第一次選抜)。

この一次試験の合格者に対しては、さらに面接試験を課しています(第二次選抜)。これも「人物評価」としての面接というよりは、むしろ面接官と受験生諸君との議論あるいは受験生相互間での議論をつうじて、みなさんの法学部生としての適性を見ようとするものです。そうした意味では「口頭試問」という表現の方がしっくりきます。

Q AO入試は、一般入試や一般の推薦入試とはどこがどう違うのですか？

A 一般入試との一番の違いは、センター試験を課していないことです。最終の面接試験が12月上旬に行われますので、センター試験前には結果が出る予定です。

また小論文・面接では、受験生個人の意欲・能力・適性を中心に見ていきますので、学校長推薦を必要としたこれまでの推薦入試とは異なり、限りなく自薦に近い競争試験です。このため出願にあたっては、「学校長の推薦書」などは不要です。また、これまで提出してもらっていた「人物評価書」も不要となりました。

Q 小論文試験のポイントは何ですか？

A 小論文はAO入試・後期日程入試において、非常に重要な位置を占める科目であることは言うまでもありませんね。どちらも英文を含むかなり長い文章を読んでもらいますので、国語的な文章読解力や作文力が求められるのは当然ですが、それ以上に重要なポイントは、あるテーマについて様々な立場から書かれた文章を素材に、そこで問題となっている論点・争点を把握し、自分自身の観点から問題点を取捨選択・再構成し、それを分析・評価してゆける能力なのです。こうした問題発見・問題解決のセンスは法学部生にとって必須ですから、小論文の採点にあたっては高いウェイトが与えられています。

Q 小論文の評価基準は客観的ですか？

A よくある答案として、キーワードやキセンテンスを上手に抜き出し器用にまとめただけのもの、まともな根拠を示さず一方的に自分の意見を述べただけのもの、床屋談義風の常識論に終始するもの、不条理な現実を嘆き批判するだけで具体的な解決策への手掛かりを全く示そうとはしない(決まって「各人の自覚を待ちたい」で終わってしまう)もの、などがあります。それではダメです。

小論文の出来を左右するのは、論理的思考と説得的論証の力です。それは客観的評価が十分に可能ですし、一枚の答案には必ず複数の採点者が目を通します。小手先のテクニックや扇情的なレトリックを使うのは、かえって逆効果ですので気をつけて下さい。

Q 小論文対策としてどんな準備をすればよいのでしょうか？

A 入試全般について言えば、当たり前ですが基本科目をしっかり押さえておくことが大切です。小論文対策としては、日頃から社会問題に関心を持ち、新聞や新書などに親しんでおくこと、ただしそこに書かれた見解を鵜呑みにせず、周囲の人との対話をつうじて自分自身の見方を鍛えておくことが望まれます。

また、近現代史・政治経済・倫理などについての最低限の知識が背景にあって、はじめて小論文は深みのあるものになります。採点者は、あなたの社会科学的センスと知見に期待していますし、それは答案の行間から意外に読みとれるものなのです。受験科目でないことを理由に手を抜くとひどい目に遭いますのでご注意ください。

Q 来年度入試のヤマは何でしょうか？

A ヤマですか？入試とは、あなたの知的基礎体力を測るもの、日頃のトレーニングときっちりとした準備さえ怠らなければ、険しい山道も楽しく歩けるはず。安易なノウハウやテクニックにたよらず、知的な好奇心をもって地道に登頂をめざして下さい。

卒業生就職先と司法試験合格者数

本学部の卒業生の代表的な就職先は――、
官公庁(国家公務員・地方公務員)、金融・保険会社、製造会社となっています。
以下に、その就職の近況と司法試験の合格者数をまとめました。

■就職先(1999▶2001)

業 種	就職先(人数:2人以上が就職したところ)
地方公務員	福岡県職員(15) 熊本県職員(4) 大分県職員(3) 佐賀県職員(3) 宮崎県職員(2) 福岡市職員(11) 北九州市職員(3) 鹿児島市職員(3) 長崎市職員(2) 福岡県警(3)
国家公務員	厚生労働省(2) 社会保険庁(3) 九州地方建設局(4) 九州地方更生保護委員会(2) 福岡地方裁判所(5)
銀 行	UFJ銀行(6) みずほフィナンシャルグループ(3) さくら銀行(2) 三井住友銀行(2) 三菱信託銀行(2) 福岡銀行(4) 西日本銀行(2) 佐賀銀行(3) 肥後銀行(2) 山口銀行(2) 中国銀行(2)
政府金融機関	国民生活金融公庫(6) 中小企業金融公庫(2)
通 信	読売新聞社(3) NTTデータ(6) NTTドコモ(4) Jフォン(2)
電 機	三菱電機(2) 東芝(4) 日本電気(5) 日本アイ・ピー・エム(3) ソニー長崎(2) 富士通(3)
保 険	安田火災海上保険(3) 日本生命保険(2) 安田生命保険(5)
輸 送	三菱重工業(6) トヨタ自動車(6)
電気・ガス	九州電力(12) 関西電力(2) 東京電力(3) 電源開発(2)
機 械	石川島播磨重工業(2)
化 学	旭化成(3) 東レ(3)
商 業	三井物産(4) 三菱商事(2)
建 設	九電工(3) 上組(2) 大林組(2)
運 輸	九州旅客鉄道(5) 西日本鉄道(3)
窯 業	旭硝子(4)
その他	司法修習生(3) 日本道路公団(3) 英進館(2) JCB(2) NECソフト(8) エルグ(2) ベネッセコーポレーション(3) 雇用・能力開発機構(2)

■司法試験の合格者数(1997▶2001)

1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
13	14	12	14	12

